

新型コロナウイルスに関する質問と回答

令和4年6月20日現在

サービス種別	質問事項	回答
地域密着型サービス	運営推進会議、介護・医療連携推進会議の開催について	<p>下記の場合は、運営推進会議を開催したものとみなす。</p> <p>1 議題等を文書や資料にまとめ、次の2点について明記し、出席予定者に配布(郵送可)する。</p> <p>①新型コロナウイルスの感染を防ぐための対応であること。</p> <p>②届いた文書等の内容について、電話、FAX、メール等により意見や質問等を行うことができること。</p> <p>2 意見や質問等が寄せられた場合は、上記1と同様の方法で出席予定者全員に回答・報告すること。</p> <p>3 上記1の方法を採用するときは、電話で久喜市介護保険課へ報告すること。(会議が開催されたものとみなし運営基準違反としない。)</p> <p>※令和2年2月25日付け久介第1738号にて、地域密着型サービス事業所管理者宛に通知済みです。</p>
居宅介護支援	サービス担当者会議の実施について	<p>当面の間、利用者及びその家族、サービス提供事業者等の了承を得た上で、電話、FAX、メール等によりサービス調整を行い、ケアプラン原案に対する相互の意思確認を行うことで、開催したものとみなす。</p> <p>※久喜市ホームページに掲載している「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて(第3報)(令和2年2月28日)」「介護保険最新情報(Vol773)問9」も併せてご覧ください。</p>
	モニタリングについて	<p>当面の間、利用者の状況の把握については、電話、FAX、メール等により行い、その内容を記録することで、基準上のモニタリングを実施した取り扱いとする。なお、面接が必要と判断した場合について、利用者の居宅を訪問することを妨げるものではない。</p>
	介護保険最新情報(vol.836)「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第11報)」の解釈について	<p>問5の当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった場合等の居宅介護支援費の請求については、介護保険最新情報(vol.836)に記載の通りである。</p> <p>なお、この取扱いは、令和2年5月のサービス提供分から請求可能とする。</p>
通所系・短期入所サービス	介護保険最新情報(vol.842)「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12報)」の解釈について	<p>この取扱いは、令和2年6月のサービス提供分から算定可能とする。</p> <p>また、この取り扱いでいう「事前の同意」は、原則【サービス提供の前】とのこと。(請求前ではない)ただし、同意なく既に6月のサービス提供がされている場合は、その後に利用者の同意があれば、遡って適用しても可能である。</p> <p>なお、それに伴いケアプランを修正する場合は、以前からの取り扱いと同様、事後的に(柔軟に)行うことを妨げるものではない。</p>